

○引上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費

(歳入) 市町村交付金(社会保障財源化分) 99,988 千円
 (歳出) 社会保障施策に要する経費 2,738,502 千円

(千円)

社会保障施策に要する経費		財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	町債	その他	引上げ分の地方消費税	その他
・社会福祉総務費	325,831	126,826		5,574	11,897	181,534
・老人福祉費	573,649	40,107		69,997	20,945	442,600
・障害者福祉費	622,337	447,740		203	22,723	151,671
・母子福祉費	36,349	17,544		144	1,327	17,334
・児童福祉総務費	830,789	503,126		72,180	30,334	225,149
・児童措置費	349,547	255,314		11,920	12,762	69,551

○入湯税の使途状況について

(千円)

入湯税の使途	事業費	国県支出金	町債	その他	一般財源	
						うち入湯税
観光の振興	2,225,028	1,760,712	424,200	11,333	28,783	8,078

※入湯税とは、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てるための目的税